

茨城県青少年のための環境整備条例

改正

- 昭和三十七年十月六日 条例第六十号
- 昭和三十八年三月二十二日 条例第八号
- 昭和四十七年三月三十一日 条例第二号
- 昭和五十二年三月三十一日 条例第八号
- 昭和五十六年三月二十八日 条例第十号
- 昭和五十九年十二月二十四日 条例第六十八号
- 昭和六十二年十月十五日 条例第二十八号
- 昭和六十二年三月二十五日 条例第二十号
- 平成四年三月二十七日 条例第十六号
- 平成四年六月十八日 条例第七十一号
- 平成七年三月三十日 条例第十一号
- 平成七年九月二十八日 条例第四十二号
- 平成八年三月二十八日 条例第十二号
- 平成十年十一月二十七日 条例第四十号
- 平成十一年十二月二十四日 条例第四十二号
- 平成十二年三月二十八日 条例第六号
- 平成十三年十二月二十五日 条例第五十三号
- 平成十五年三月二十六日 条例第二号
- 平成十七年六月二十七日 条例第三十五号
- 平成十九年三月二十七日 条例第五号

(目的)

第一条 この条例は、児童憲章の理念に照らし、青少年の健全な育成を図るため、これを阻害するおそれのある行為を防止し、青少年のための環境を整備することを目的とする。

(運用の基本理念)

第二条 この条例は、県民の権利と自由を不当に制限することがないように運用しなければならない。

(県民の責務)

第三条 すべての県民は、青少年の健全な育成を図るため、これを阻害するおそれのある行為や環境から青少年を守るとともに常により環境をつくることに努めなければならない。

(業者の責務)

第四条 物品の販売又はサービスの提供を業とする者は、その営業に関し、自ら又は相互に協力して、青少年のためのよい環境をつくることに努めなければならない。

(県の任務)

第五条 県は、青少年の健全な育成を図るための施策を積極的に行うよう努めるものとする。

(定義)

第六条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (一) 青少年 小学校の就学の始期から十八歳に達するまでの者(配偶者のある女子を除く。)をいう。
- (二) 保護者 親権者、未成年後見人、児童福祉施設の長、雇用主、寄宿舎の舎監その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。
- (三) 興行 映画、演劇、音楽、演芸、見せ物その他の興行をいう。
- (四) 図書等 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画及び写真並びにレコード、コンパクトディスク、録音テープ、ビデオテープ、ビデオディスク、CD-ROMその他音声又は映像が記録されているもので機器を使用して当該音声又は映像が再生されるものをいう。
- (五) 特定器具等 性的感情を刺激し、又は人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼすおそれのある器具、がん具その他の物品をいう。
- (六) 有害興行 第八条第一項の規定による指定のあつた興行をいう。
- (七) 有害図書等 第九条第一項の規定による指定のあつた図書等(同条第二項の規定により指定があつたものとみなされるものを含む。)をいう。
- (八) 有害器具等 第十一条第一項の規定による指定のあつた特定器具等(同条第二項の規定により指定があつたものとみなされるものを含む。)をいう。
- (九) 自動販売等業者 図書等又は特定器具等の自動販売機等による販売又は貸付けを業とする者をいう。
- (十) 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。)をすることなく、販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機をいう。
- (優良興行及び優良図書等の推奨)
- 第七条 知事は、興行又は図書等の内容が、青少年の健全な育成のために有益であると認めるときは、これを優良興行又は優良図書等として推奨することができる。
- (有害興行の指定及び観覧させることの禁止)
- 第八条 知事は、興行の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を有害興行として指定することができる。
 - (一) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
 - (二) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を生じさせ、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの

(三) 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの

(四) 著しく青少年の心身の健康を自ら害し、若しくは第三者をしてこれを害させる行為を誘発し、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの

2 興行を業とする者は、前項の規定による指定を受けた興行を行うときは、規則で定めるところにより、入場しようとする者の見やすい箇所に指定のあつた旨及び青少年の入場を禁ずる旨を掲示し、当該興行を青少年に観覧させてはならない。

3 何人も、青少年に対し、第一項の規定による指定を受けた興行を観覧させないようしなければならない。

4 知事は、第一項の規定による指定をした興行の内容が同項に規定する指定の理由を有しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。

(有害図書等の指定及び販売等の禁止)

第九条 知事は、図書等の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書等を有害図書等として指定することができる。

(一) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの

(二) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を生じさせ、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの

(三) 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの

(四) 著しく青少年の心身の健康を自ら害し、若しくは第三者をしてこれを害させる行為を誘発し、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの

2 次の各号のいずれかに該当する図書等は、前項の規定による指定があつたものとみなす。ただし、その内容が主として好色の興味に訴えるものでないと認められるものについては、この限りでない。

- (一) 書籍又は雑誌であつて、別表で定める姿態又は行為(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。以下同じ。)を被写体とした写真又は描写した絵を掲載するページ(表紙を含む。以下同じ。)の数が、当該書籍又は雑誌のページの総数の五分の一以上を占め、又は二十ページを超えるもの
- (二) 別表で定める姿態又は行為を被写体とした写真又は描写した絵(これらを印刷したものを含む。)
- (三) ビデオテープ又はビデオディスクであつて、別表で定める姿態又は行為を被写体とした映像が三分を超えるもの

3 図書等の販売又は貸付けを業とする者は、青少年に対し、有害図書等の販売、頒布、贈与、交換若しくは貸付け(以下「販

4 何人も、青少年に対し、有害図書等の販売等をし、又は閲覧をさせないようになければならない。

(有害図書等の陳列場所の制限等)

第十条 図書等の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書等を陳列するときは、営業所の屋内の当該業務に従事する者が容易に監視することができる一定の場所に、他の図書等と区分しておかなければならない。

2 知事は、有害図書等が前項の規定に違反して陳列され、青少年が閲覧するおそれがあると認めるときは、当該業者に対し、有害図書等の陳列場所の変更を指示することができる。

(有害器具等の指定及び販売等の禁止)

第十一条 知事は、特定器具等の形状、構造又は機能が、これを青少年に所持させた場合に次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該特定器具等を有害器具等として指定することができる。

(一) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの

(二) 人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがある若しくは、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの

2 次の各号のいずれかに該当する特定器具等は、前項の規定による指定があつたものとみなす。

(一) 性器の形状若しくはこれに著しく類似する形状であるもの又は性器を包み込み、若しくはこれに挿入する構造を有しているもの

(二) 使用済みの下着（これと誤認させる表示がなされ、又は形態であるものを含む。）

3 特定器具等の販売又は貸付けを業とする者は、青少年に対し、有害器具等の販売等をしてはならない。

4 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、有害器具等の販売等をし、又は所持をさせてはならない。

(自動販売機等管理者の設置)

第十二条 自動販売等業者は、図書等又は特定器具等の販売又は貸付けに関し、この条例に定める事項を行わせるため、その設置する自動販売機等ごとに、管理者（以下「自動販売機等管理者」という。）を置かなければならない。ただし、自動販売等業者の住所又は所在地と同一の市町村に設置する自動販売機等については、この限りでない。

2 前項に規定する自動販売機等管理者は、規則で定めるところにより、この条例に定める事項を適確に履行できる者でなければならない。

(自動販売機等の設置の届出等)

第十三条 自動販売等業者は、図書等又は特定器具等を販売し、又は貸付けるために自動販売機等を設置しようとするときは、

その設置する自動販売機等ごとに、あらかじめ、次に掲げる事項を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

(一) 自動販売等業者の住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、電話番号及び代表者の氏名）

(二) 自動販売機等の設置場所

(三) 自動販売機等の設置場所の提供者の住所及び氏名

(四) 自動販売機等管理者の住所、氏名、連絡先及び連絡先の電話番号

(五) 自動販売機等の設置予定年月日

(六) 自動販売機等で販売し、又は貸し付ける図書等又は特定器具等の種類

(七) 自動販売機等の名称、型式及び製造番号

2 前項の規定による届出をした自動販売等業者（次項及び第四項において「届出業者」という。）は、当該届出に係る前項第二号に掲げる事項について変更しようとするときはあらかじめ、当該届出に係る前項第一号、第三号、第四号又は第六号に掲げる事項について変更があつたときは変更の日から十五日以内に、当該変更に係る事項を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

3 届出業者は、その届け出た自動販売機等の設置を廃止したときは、その廃止の日から十五日以内に、その旨を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

4 届出業者は、届け出た自動販売機等を設置した場合は、直ちに、第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項を、規則で定めるところにより、当該自動販売機等の見やすい箇所に表示しなければならない。

5 前項の規定は、第二項の規定による届出をした自動販売等業者について準用する。

(有害図書等及び有害器具等の自動販売機等への収納の禁止等)

第十四条 自動販売等業者又は自動販売機等管理者は、その設置し、又は管理する自動販売機等に有害図書等及び有害器具等を収納してはならない。

2 自動販売等業者又は自動販売機等管理者は、その設置し、又は管理する自動販売機等に収納されている図書等又は特定器具等が有害図書等又は有害器具等となつたときは、直ちに当該図書等又は特定器具等を自動販売機等から除去しなければならない。

(有害図書等又は有害器具等の除去)

第十四条之二 知事は自動販売等業者又は自動販売機等管理者が前条第一項又は第二項の規定に違反して有害図書等又は有害器具等を自動販売機等に収納しているときは、当該自動販売等業

者又は自動販売機等管理者に対し、当該有害図書等又は有害器具等の除去を命ずることができる。

2 自動販売等業者又は自動販売機等管理者は、前項の規定による命令を受けたときは、当該命令を受けた日から起算して五日以内に、当該有害図書等又は有害器具等を除去しなければならない。

(自動販売機等の撤去)

第十四条之三 知事は、前条第一項の規定による命令を受けた自動販売等業者又は自動販売機等管理者が同条第二項の規定に違反して当該有害図書等又は有害器具等を除去しないとき又は同項に規定する当該命令に係る日の翌日から起算して六月以内の期間において再び第十四条第一項又は第二項の規定に違反して当該自動販売機等に有害図書等又は有害器具等を収納したときは、当該自動販売等業者又は自動販売機等管理者に対し、当該自動販売機等の撤去を命ずることができる。

2 自動販売等業者又は自動販売機等管理者は、前項の規定による命令を受けたときは、当該命令を受けた日から起算して十日以内に、当該自動販売機等を撤去しなければならない。

(自動販売機等の設置場所に関する制限)

第十四条之四 自動販売等業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲二百メートル以内の区域においては有害図書等又は有害器具等が収納されるおそれのある自動販売機等を設置しないように努めなければならない。

(一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）

(二) 児童福祉法（昭和二十二年法律第一六四号）第七条に規定する児童福祉施設

(三) 社会教育法（昭和二十四年法律第二〇七号）第二十条に規定する公民館

(四) 図書館法（昭和二十五年法律第一一八号）第二条第一項に規定する図書館

(五) 博物館法（昭和二十六年法律第二八五号）第二条第一項に規定する博物館及び同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設

(六) 前各号に掲げるもののほか、青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの

(自動販売機等の設置に関するその他の措置)

第十四条之五 自動販売等業者又は自動販売機等管理者は、有害図書等又は有害器具等が収納されるおそれのある自動販売機等については、青少年が当該自動販売機等に収納される物を容易に見ることができないようにする措置を講ずるよう努めなければならない。

2 自動販売等業者又は自動販売機等管理者は、図書等又は特定器具等を収納する自動販売機等の設置場所及びその周辺地域の

生活環境及び公衆衛生に十分配慮するよう努めなければならない。

(自動販売機等に関する情報提供等)

第十四条の六 知事は、地域住民に対して、図書等又は特定器具等を収納する自動販売機等の設置場所、設置台数その他の設置状況に関する情報の提供に努めるものとする。

2 自動販売等業者又は自動販売機等管理者は、その設置又は管理に係る図書等又は特定器具等を収納する自動販売機等について地域住民から問合せ等があつたときは、これを迅速に処理するとともに、地域住民に対して、当該問合せ等に関する情報の提供に努めなければならない。

(勸告)

第十四条の七 知事は、自動販売等業者が設置し、又は自動販売機等管理者が管理する自動販売機等について、第十四条の四、第十四条の五第一項若しくは第二項又は前条第二項の規定が遵守されていないと認めるときは、当該自動販売等業者又は自動販売機等管理者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、その勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

(適用除外)

第十五条 第十二条から前条までの規定は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第一二二号）第二条第一項に規定する風俗営業に係る営業所、同条第六項に規定する店舗型風俗特殊営業に係る営業所及び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所に設置する自動販売機等については、適用しない。

(有害広告物の措置命令)

第十六条 知事は、屋外又は屋内で公衆に表示された広告物の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告主又は広告物の管理者に対し、当該広告物の除去又は内容の変更を命ずることができる。

- (一) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
- (二) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を生じさせ、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
- (三) 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
- (四) 著しく青少年の心身の健康を自ら害し、若しくは第三者をしてこれを害させる行為を誘発し、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの

(指定薬品類等の販売等の禁止)

第十七条 知事は、身体に催眠、めいいてい、興奮、幻覚、麻ひ等

の状態をひき起こす作用を有する薬品類等（以下「薬品類等」という。）で、それを乱用することにより青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものを指定することができる。

2 薬品類等の販売を業とする者は、青少年に対し、前項の規定により指定を受けた薬品類等（以下「指定薬品類等」という。）を、乱用するおそれのあることを知って販売等をしてはならない。

3 何人も、青少年に対し、指定薬品類等を、乱用するおそれのあることを知って販売等をし、又は乱用することを勧誘し、若しくは強要してはならない。

4 知事は、指定薬品類等が第一項に規定する指定の理由を有しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。

(質物の受入れ、古物の買受けの禁止)

第十八条 質屋営業法（昭和二十五年法律第一五八号）第一条第二項に規定する質屋又は古物営業法（昭和二十四年法律第八八号）第二条第三項に規定する古物商は、青少年から物品を質にとつて金銭を貸し付け、又は古物を買受けしてはならない。ただし、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められるとき、その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

2 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年から質入れ又は古物の売却の委託を受けないようにしなければならない。

(有害行為のための場所提供、周旋の禁止)

第十九条 旅館業、風俗営業、店舗型風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、飲食営業及び設備を設けて客に遊技又は遊興をさせる営業（以下「遊技場等営業」という。）を営む者は、不純な性行為、わいせつ行為、とばく、飲酒、喫煙、暴行、入れ墨若しくはこれに類するもの（以下「入れ墨等」という。）を施す行為、指定薬品類等若しくは毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二六一号）第三十二条の二に指定する興奮、幻覚若しくは麻酔的作用を有する物の乱用又は麻薬、大麻、覚せい剤若しくは催眠剤の使用（以下「有害行為」という。）が行われることを知つて、青少年に場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。

2 何人も、有害行為が行われることを知つて、青少年に場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。

(深夜外出の制限)

第二十条 保護者は、特別の事情がある場合を除き、青少年を深夜（午後十一時から翌日の午前四時までをいう。以下同じ。）に外出させないように努めなければならない。

2 何人も、正当な理由がなく、保護者の委託又は承認を受けな

3 深夜に営業を行う者は、深夜に当該営業に係る施設内及び敷

地内にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

(深夜における遊技場等への入場の禁止)

第二十条の二 遊技場等営業で規則で定めるものを行う者（次項において「遊技場等営業者」という。）は、当該営業を行う場所に深夜において青少年を入場させてはならない。

2 遊技場等営業者は、深夜において営業を行う場合は、当該営業を行う場所に入場しようとする者の見やすい箇所に、深夜における青少年の入場を禁止する旨の掲示をしなければならない（不純な性行為等の禁止）

第二十一条 何人も、青少年に対し、不純な性行為又はわいせつ行為をしてはならない。

2 何人も、青少年にわいせつ行為をさせてはならない。

3 何人も、青少年に第一項の行為を教え、又は見せてはならない。

(入れ墨等の禁止)

第二十一条の二 何人も、青少年に対し、入れ墨等を施し、若しくはこれを受けさせ、又はこれらの行為の周旋をしてはならない。

(インターネット利用環境の整備)

第二十一条の三 インターネットを利用することができる端末設備（以下この条において単に「端末設備」という。）を公衆又は青少年の利用に供する者は、端末設備を青少年の利用に供するに当たつては、フィルタリング（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下この条において同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、インターネットの利用により得られる情報であつてその内容の全部又は一部が第八条第一項各号のいずれかに該当すると認められる情報（以下この条において「有害情報」という。）を青少年に閲覧させ、又は視聴させないようにしなければならない。

2 端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第一三七号）

第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、その事業活動を行うに当たつては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないよう、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他の必要な情報を提供するよう努めなければならない。

3 保護者は、青少年がインターネットを利用するに当たつては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

(推奨 指定及び指定の取消しの公示)

第二十二條 第七條の規定による推奨、第八條第一項、第九條第一項、第十一條第一項若しくは第十七條第一項の規定による指定又は第八條第四項若しくは第十七條第四項の規定による指定の取消しは、その旨を茨城県報に登載して行つた。ただし、緊急を要する場合は、関係者にその旨を通知することによつて告示に代へることができる。

(審議会への諮問)

第二十三條 知事は、第七條の規定による推奨、第八條第一項、第九條第一項、第十一條第一項若しくは第十七條第一項の規定による指定、第八條第四項若しくは第十七條第四項の規定による指定の取消し又は第十六條の規定による命令をしようとするときは、茨城県青少年健全育成審議会(以下「審議会」といふ。)の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

2 知事は、前項ただし書の規定により推奨、指定、指定の取消し又は命令をしたときは、速やかに審議会に報告しなければならない。

(一般からの申し出)

第二十四條 何人も、第七條の規定による推奨、第八條第一項、第九條第一項若しくは第十一條第一項の規定による指定、第八條第四項の規定による指定の取消し又は第十六條の規定による命令をすることが適当であると認めるときは、その旨を、規則で定めるところにより、知事に申し出ることができる。

(不服申立て手続における審議会の意見聴取)

第二十五條 知事は、この条例の規定による処分について、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てを却下するときを除き、速やかに審議会の意見を聴いて、当該不服申立てについての裁決又は決定を行わなければならない。

(立入調査等)

第二十六條 知事は、この条例の施行に必要な限度において、この条例により義務を課されている者(以下「営業者等」といふ。)に対しその業務に関し資料の提出を求め、又はその職員に営業者等の営業所その他営業に係る場所立ち入り、必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第二十七條 第二十一條第一項の規定に違反した者は二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(一) 常習として第十四條第一項の規定に違反した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は五十万円以下の罰金に処する。

(一) 第十四條の第二項の規定に違反した者

(二) 第十九條第一項の規定に違反した者

(三) 第二十一條の二の規定に違反した者

4 次の各号のいずれかに該当する者は三十万円以下の罰金に処する。

(一) 第十四條第一項又は第二項の規定に違反した者

(二) 第十九條第二項の規定に違反した者

(三) 第二十条第二項の規定に違反した者

(四) 第二十条の二第一項の規定に違反した者

(五) 第二十一條第二項又は第三項の規定に違反した者

5 次の各号のいずれかに該当する者は二十万円以下の罰金に処する。

(一) 第八條第二項の規定に違反して青少年に有害興行を觀覽させた者

(二) 第九條第三項の規定に違反した者

(三) 第十三條第三項の規定に違反した者

(四) 第十三條第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(五) 第十六條の規定による命令に従わなかつた者

(六) 第十七條第二項の規定に違反した者

(七) 第十八條第一項の規定に違反した者

6 次の各号のいずれかに該当する者は十万円以下の罰金に処する。

(一) 第八條第二項の規定に違反して、指定のあつた旨及び青少年の入場を禁ずる旨を掲示しなかつた者

(二) 第十三條第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による表示をせず、又は虚偽の表示を

(三) 第十七條第三項の規定に違反した者

(四) 第二十条の二第二項の規定による掲示をしなかつた者

(五) 前条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

7 第八條第二項の規定に違反して青少年に有害興行を觀覽させた者又は第九條第三項、第十一條第三項、第十七條第二項若しくは第三項、第十八條第一項、第十九條第一項若しくは第二項、第二十条第二項、第二十条の二第一項、第二十一條各項目若しくは第二十一條の二の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を

知らないことを理由として、第一項又は第三項から前項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

(両罰規定)

第二十八條 自動販売機等管理者が、前条第二項、第三項第一号又は第四項第一号の違反行為をしたときは、当該自動販売機等管理者を罰するほか、当該自動販売機等業者に対しても、各本項の罰金を科す。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条各項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各項の罰金を科す。

(免責)

第二十九條 この条例に違反した者が青少年であるときは、この条例の罰則は、適用しない。

(委任)

第三十條 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

付則 この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。

付則(昭和三十八年条例第八号) この条例は、公布の日から施行する。

付則(昭和四十七年条例第二号) この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十九條の改正規定は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

付則(昭和五十二年条例第八号) この条例は、昭和五十二年七月一日から施行する。

付則(昭和五十六年条例第十号) この条例は、昭和五十六年七月一日から施行する。

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十六年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に自動販売機を設置している自動販売業者は、その設置している自動販売機ごとに、この条例の施行の日から一月以内に、規則で定めるところにより、この条例による改正後の茨城県青少年のための環境整備条例(以下「改正後の条例」といふ。)第十二條第一項各号に掲げる事項を知らしに届け出なければならない。ただし、風俗営業等取締法第一条に規定する風俗営業の場所に設置している自動販売機については、この限りでない。

3 前項の規定による届出は、改正後の条例第十二條第二項から第五項まで、第二十七條第二項及び第三項並びに第二十八條第二項の規定の適用については、改正後の条例第十二條第一項の規定による届出とみなす。

4 第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は三万円以下の罰金又は科料に処する。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科す。

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（昭和五十九年条例第六十八号）

この条例は、昭和六十二年二月十三日から施行する。

付 則（昭和六十二年条例第二十八号）

（施行期日）
1 この条例は、昭和六十二年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に自動販売機を設置してこれによりビデオテープ又はビデオディスクの販売を業としている者は、当該自動販売機についてこの条例による改正前の茨城県青少年のための環境整備条例第十二条第一項の規定により設置の届出をしている場合を除き、その設置している自動販売機ごとに、この条例の施行の日から一月以内に、規則で定めるところにより、この条例による改正後の茨城県青少年のための環境整備条例（以下「改正後の条例」という。）第十二条第一項各号に掲げる事項を知らしめなければならぬ。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第一二二号）第二条第一項に規定する風俗営業（第八号に該当する営業を除く。）及び同条第四項に規定する風俗関連営業に係る営業所に設置している自動販売機については、この限りでない。

3 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は三万円以下の罰金又は科料に処する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科す。

5 第二項の規定による届出は、改正後の条例第十二条第二項から第五項まで、第二十七条第二項及び第三項並びに第二十八条第二項の規定の適用については、改正後の条例第十二条第一項の規定による届出とみなす。

付 則（昭和六十三年条例第二十号）抄

（施行期日）

1 この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

付 則（平成四年条例第十六号）

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

付 則（平成四年条例第七十一号）

この条例は、平成四年八月一日から施行する。

付 則（平成七年条例第十一号）

（施行期日）
1 この条例は、平成七年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の茨城県青少年のための環境整備条例（以下「改正後の条例」という。）第六条第四号に規定する図書等又は同条第五号に規定する特定器具等を販売するために自動販売機を設置している者は、この条例の施行後も引き続き当該自動販売機を設置しようとするときは、当該自動販売機ごとに、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から一月以内に、規則で定めるところにより、改正後の条例第十三条第一項各号に掲げる事項を知らしめなければならぬ。この場合において、同項第五号中「設置予定年月日」とあるのは、「設置年月日」とする。

3 前項の規定によりなされた届出は、改正後の条例第十三条第一項の規定による届出とみなして、同条の規定を適用する。

4 付 則第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は二十万円以下の罰金又は科料に処する。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科す。

6 この条例の施行前にした行為については、なお従前の例による。

7 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の茨城県青少年のための環境整備条例（以下「改正前の条例」という。）第九条第三項に規定する有害図書であるものは、施行日において改正後の条例第九条第一項の規定により有害図書等として指定されたものとみなして、改正後の条例の規定を適用する。ただし、前項の規定が適用されるべき行為に係る有害図書については、この限りでない。

8 この条例の施行前に改正前の条例第十六条第一項の規定による指定を受けた器具類は、施行日において改正後の条例第十一条第一項の規定により有害器具等として指定されたものとみなして、改正後の条例の規定を適用する。ただし、付 則第六項の規定が適用されるべき行為に係る器具類については、この限りでない。

付 則（平成七年条例第四十二号）

この条例は、平成七年十月十八日から施行する。

付 則（平成八年条例第十二号）

この条例は、平成八年七月一日から施行する。

付 則（平成十年条例第四十号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第二条中茨城県青少年のための環境整備条例第十五条の改正規定（一）（同法第十八条に規定する「ダンス教授所等」を除く。）を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

付 則（平成十一年条例第四十二号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

付 則（平成十三年条例第五十三号）

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

付 則（平成十五年条例第二号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（平成十七年条例第三十五号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十七年十一月一日から施行する。ただし、第十四条の次に六条を加える改正規定（第十四条の六第一項を加える部分に限る。）については公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の茨城県青少年のための環境整備条例（以下「改正後の条例」という。）第六条第十号に規定する自動販売機等を設置している者は、この条例の施行後も引き続き当該自動販売機等を設置しようとするときは、この条例による改正前の茨城県青少年のための環境整備条例（以下「改正前の条例」という。）第十三条第一項の規定による届出をしている場合を除き、当該自動販売機等ごとに、この条例の施行の日から一月以内に、規則で定めるところにより、改正後の条例第十三条第一項各号に掲げる事項を知らしめなければならぬ。この場合において、同項第五号中「設置予定年月日」とあるのは、「設置年月日」とする。

3 改正前の条例第十三条第一項の規定によりなされた届出及び前項の規定によりなされた届出は、改正後の条例第十三条第一項の規定による届出とみなして、同条の規定を適用する。

4 付 則第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は二十万円以下の罰金に処する。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科す。

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（茨城県知事の権限に属する事務の特例に関する条例の一部改正）

7 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年茨城県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項中「いう。」の次に「及び茨城県青少年のための環境整備条例の一部を改正する条例（平成十七年茨城県条例第号。以下この項において「改正条例」という。）」を加え、同行第二号から第四号までの規定中「自動販売機」を「自動販売機等」に改め、同項に次の一号を加える。

(十一) 改正条例付則第一項の規定による自動販売機等の設置の届出の受理

付則（平成十九年条例第五号）

(施行期日)

この条例は、平成十九年七月一日から施行する。

別表（第九条第二項）

1 全裸、半裸又はこれに近い状態での卑わいな状態で次のいずれかに該当するもの

ア 大たい部を開いた状態

イ 陰部、でん部又は乳房を誇示した状態

ウ 愛ふの姿態又はこれを連想させる姿態

エ 自慰の姿態

オ 排せつの姿態

カ 緊縛の姿態

2 性交その他これに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

ア 性交又はこれを連想させる行為

イ けごらんその他りよう辱の行為